

年4月1日現在まで、どのように推移するかを調べようとしたものであるが、程度判断等極めて困難な分析作業となつたため、現在当該作業を進めているところである。

したがって、ここでは全般についての結果概要は発表するに至らないが、現学齢内(小1～中3までの就学年齢内)の出現数とこの数による本県の出現率のみを示すことにしたい。

#### 現学齢内の「心身障害児」の状況

現学齢内 の児童・ 生徒総数	心身障害児数		左 の 障 害 別					
	実 数	出現率	精神薄弱者		し体不自由者		病 弱 者	
			実 数	出現率	実 数	出現率	実 数	出現率
名	名	%	名	%	名	%	名	%
294,771	1,769	0.600	1,150	0.390	399	0.135	220	0.075

\* 現学齢とは昭34. 4. 2～昭43. 4. 1までに出生した者である。

(注) 以上この概要に示すそれぞれの数値については2および6を除き後日文部省が公表する数値が確定数となるので付記する。

## 第7節 教職員の給与

### 1 給与制度改正の概要

#### (1) 効告に基づく給与改定（昭和49年4月実施）

昭和49年度においては、物価高騰等の経済情勢を背景に、2度の人事委員会の効告に基づく給与改定が行われた。まず暫定措置として、昭和49年4月1日から給料月額に100分の110を乗じて得た額を給料月額とする改善が行われ、本効告に基づいて、更に給料15.87%、諸手当1.85%、その他で0.90%、計18.62%と大幅な引き上げが行われた。

改定内容は、給料については全等級にわたって改善が加えられたが、特に初任給及び中位等級の改善に重点が置かれた。

主な諸手当の改善の内容については、次のとおりである。

#### ① 扶養手当

扶養手当について、配偶者以外の扶養親族についての手当の定め方が改められるとともに、支給月額はそれぞれ次のとおり引き上げられた。

配偶者 5,000円

配偶者以外の扶養親族のうち2人 各 1,500円

母子家庭の世帯主等配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 3,500円

(その他の扶養親族については前年同様 400円)

#### ② 住居手当

住居手当については、家賃、間代を支払っている職員に対する手当額が改定されるとともに、自宅居住者に対しても新たに手当を支給することとされた。

#### ア 家賃、間代を支払っている職員の場合

手当の支給月額は、家賃、間代と4,000円との差額が6,000円に達するまではその差額とし、その差額が6,000円を超えるときは、その超える額の2分の1の

額を2,000円を限度として6,000円に加算した額（最高支給限度額8,000円）とされた。

#### イ 自宅居住者の場合

自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対して支給することとし、支給月額は1,000円（住宅を新築・購入した職員については、その住宅を取得後5年に限り1,500円を加算するものとする。）とされた。

#### ③ 通勤手当

ア 交通機関等利用職員については、運賃相当額の全額支給の限度額が、4月1日より8,000円に引き上げられ、2分の1の加算の限度額は前年同様5,000円とされた。その後本県独自の改善策として、11月1日より2分の1の加算の限度額が6,000円（最高支給限度額14,000円）に引き上げられた。

イ 自転車等交通用具使用職員については、本年4月から、「2km以上5km未満」については1,300円に「10km以上15km未満」については2,500円に「15km以上20km未満」・「20km以上25km未満」については3,600円に、それぞれ引き上げられた。その他の距離については前年同様とされた。その後本県独自の改善策として11月より手当額が改定された。

改正後の手当額については諸手当一覧を参照されたい。

#### ④ 期末手当

期末手当について、6月の支給割合を1.4月分、12月の支給割合を2.1月分と、それぞれの支給割合が引き上げられた。

ただし、本年の場合は、4月に特別の措置として0.3月分が支給されたので、6月の支給割合は前年同様1.1月分とされた。その結果、期末・勤勉手当の年間支給割合は5.2月分とされた。

#### (2) その他の改定内容

##### ① 初任給

昭和49年4月1日から初任給がそれぞれ1号給引き上げられた。

行政職上級 6等級2号給 行政職初級 7等級4号給  
教(二)教諭大卒 2等級3号給 小中教諭大卒 2等級5号給

##### ② 寒冷地手当

4級地と5級地の地域に勤務する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する附加定額が、昭和49年度から改定された。その他は前年同様である。支給額は諸手当一覧を参照されたい。

##### ③ 特殊勤務手当

###### ア へき地学校長期勤務手当の新設

昭和49年4月1日から、県立学校にあっては級別区分2級から6級までの特地公署、市町村立学校にあっては1級から5級までのへき地学校に勤務する職員のうち、一定期間以上へき地学校等に勤務している者（へき地学校昇給期間短縮措置による12月短縮該当の勤務年数を満了した者）に対し、級別区分に応じ月額5,000円以内の額が支給される。